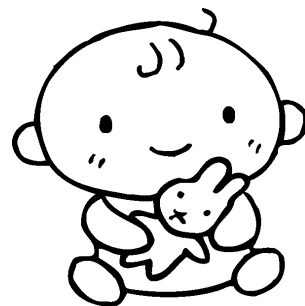


産前産後期間の 国民健康保険料が減額されます！

子育て世帯の負担軽減、次世代育成等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際に産前産後の保険料を減額する制度が創設されました。



対象期間

出産予定日(又は出産日)の属する月の前月から、産後 2 か月後までの 4 か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日(又は出産日)の属する月の 3 か月前から、産後 2 か月後までの 6 か月間の所得割保険料と均等割保険料を減額します。

	3 か月 前	2 か月 前	1 か月 前	出産月	1 か月後	2 か月後	
単胎の方				出産予定日 (出産日)			4 か月間
多胎の方							6 か月間

注意！ この制度は、出産する被保険者の所得割保険料と均等割保険料を減額するものですが、保険料の賦課限度額(上限額)に達している世帯は、減額の措置を適用しても保険料が変わらない(減額されない)場合もあります。

Q&A

Q 減額の対象となるのは？

A 対象の期間中に、長岡市の国民健康保険にご加入の方で、妊娠 85 日(4 か月)以上の出産の方が対象(死産、流産、早産をされた方を含みます)となります。

Q 届出は必要ですか？

A 届出は不要です。減額に該当する場合は、国民健康保険料変更通知書を世帯主宛にお送りいたします。

Q すでに保険料を全額納付していますが、保険料は戻ってきますか？

A すでにお納めいただいた保険料から、減額対象分を還付します。国民健康保険料変更通知書及び還付金通知書を世帯主宛にお送りいたします。

Q 令和7年4月に出産(予定)の場合、何月分の保険料が減額の対象となりますか？

A (単胎の方の場合)出産(予定)月の前月3月から、出産(予定)月の翌々月(6月)の保険料が減額されます。3月分は、令和6年度保険料、4～6月分は、令和7年度保険料から減額されます。



【問い合わせ先】

長岡市役所福祉保健部国保年金課国保保険料担当
電話 0258-39-2220 (直通)
E-mail:kokuho@city.nagaoka.lg.jp